

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、使用料の改定を行う。

第2 改正の内容

施設運営コストの上昇分を施設利用者に転嫁するため、使用料の額について、宿泊は124%に、それ以外は123%に引き上げる。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第59号

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例

いわみざわ北村温泉施設条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

宿泊		1人当たり 5,500円
入館	入浴を伴うものに限る。	1人当たり 650円
	岩盤浴を伴うものに限 る。	1人当たり 1,030円
和室（1室当たり）		3時間4人までにつき 3,130円 (1時間増すごとに1,030円、 1人増すごとに510円)
しらかば・かえで・からまつ・こ ぶし		3時間6人までにつき 2,080円 (1時間増すごとに300円、1人 増すごとに100円)
やすらぎ（大人のみ、1人当た り）		3時間につき 510円 (1時間増すごとに150円)

」

を

「

宿泊		1人当たり 6,820円
入館	入浴を伴うものに限る。	1人当たり 800円
	岩盤浴を伴うものに限 る。	1人当たり 1,260円
和室（1室当たり）		3時間4人までにつき 3,840円 (1時間増すごとに 1,260円、1人 増すごとに 620円)
しらかば・かえで・からまつ・ こぶし		3時間6人までにつき 2,550円 (1時間増すごとに 360円、1人 増すごとに 120円)
やすらぎ（大人のみ、1人当た り）		3時間につき 620円 (1時間増すごとに 180円)

」

に改め、同表備考第6項中「1,100円」を「1,430円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のいわみざわ北村温泉施設条例別表の規定は、施行日以後の使用について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和7年12月31日までの間に予約が行われた宿泊分については、この条例による改正前のいわみざわ北村温泉施設条例別表の規定を適用する。